

R5 交流－4号 農泊地域の広域連携促進による活性化支援業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、農泊地域の広域連携促進による活性化支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

宮城県では、都市企業と農山漁村との連携や地域同士の関係づくりを目的として、「農山漁村交流拡大プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置している。また、令和4年度には、このプラットフォームに農泊地域や事業者の広域的なネットワークとしての機能を追加し、都市農村交流の更なる活性化、ネットワーク化を図ってきた。

本業務は、農泊地域のニーズに合わせたテーマ別の研修会やお互いの取組について理解促進を図り連携の機運を醸成するための交流会を開催することにより、農泊地域間の連携を促進し、情報共有や地域間の広域連携による新たななりわい（ビジネス）の創出を図るもの。

3 プラットフォームについて

プラットフォームは、意欲のある農林漁業者や多種多様な企業・団体・個人等が参画し、既存の枠組みを超えて連携することで、受入体制づくりと新しいビジネスモデルの創出を図る“交流の場”である。詳しくは、次のウェブサイトを確認すること。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/platformstart.html>

4 業務内容

次の（1）から（3）までの内容を企画提案すること。

なお、今回の企画提案は、業者決定のためのものであり、提案内容を基に、県と受注者との協議の上、最適な仕様を決定し実施することとする。

（1）農泊地域のニーズに合わせたテーマ別の研修会の開催

次の内容に従い、プラットフォーム会員や県内の農泊地域（国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を活用した団体）※のニーズに応じた研修会を開催すること。

※参考：https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/gt/nohoku_list.html

イ 研修の目的

研修は、都市と農山漁村の交流活動に取り組む実践者等のスキルアップにより、関係人口づくりや交流活動を通じた地域の活性化を目的として開催する。

ロ 研修の開催方法

研修は、対面での集合研修を基本とするが、オンライン参加の併用も可能とす

る。研修受講者は、プラットフォームの会員や農泊地域、都市農村交流活動の実践者等とし、各回 15～20 名程度を想定しているので、開催に適した会場を提案すること。

ハ 研修会の回数と開催内容

研修会は、テーマ別に 3 回以上開催することとし、各回の研修内容と講師を提案すること。なお、研修テーマについては、昨年度の農泊地域の調査結果から抽出した、以下のイ)～へ)の課題から各回 1 つ選定すること。

イ) 農泊や都市農村交流推進における中心的人材の確保・育成

ロ) 地域内の事業者間連携の促進及び地域間の広域連携の促進

ハ) 効果的な情報発信による認知度及び集客力の向上

ニ) 持続的な経営のための資金調達

ホ) デジタル技術の効果的な活用方法

ヘ) インバウンドの受入環境整備

ニ 研修会後の交流時間の確保

研修会終了後に、研修受講者及び講師が参加して情報交換等の交流を図ることを目的とした交流時間を 1 時間程度確保すること。

ホ 研修会の開催案内

研修会の参加者募集に向けたチラシの作成を行うこと。ただし、チラシは PDF 等の電子データで作成し、印刷する必要はない。

(2) 農泊地域間の連携促進による新たななりわい創出に向けた交流会の開催

次の内容に従い、交流会を開催すること。

イ 交流会の目的

交流会は、プラットフォームの会員や農泊地域、都市農村交流活動の実践者がお互いの取組について理解促進を図り、連携の機運を醸成することを目的として開催する。

ロ 交流会の開催方法

交流会は、県内の農泊地域等において日帰りのフィールドワーク形式で開催し、参加者は、プラットフォームの会員や農泊地域、都市農村交流活動の実践者等とし、各回 15～20 名程度を想定しているので、フィールドワークを行う県内の農泊地域と具体的な活動内容を提案すること。なお、参加者は現地集合・解散を想定しているため、集合場所等は、フィールドワークを行う地域内で設定すること。

ハ 交流会の回数と開催時期

交流会は、開催時期は、9 月～11 月に 2 回を想定している。なお、(1) の研修会の開催スケジュールと調整し、参加者が参加しやすいスケジュールになるように配慮すること。

ト 交流会の開催案内

交流会の参加者募集に向けたチラシの作成を行うこと。ただし、チラシは PDF 等の電子データで作成し、印刷する必要はない。

(3) アンケートの実施

上記の(1)研修会及び(2)交流会の各回の参加者に対し、受講・参加しての感想やプラットフォームにおける活動に対する評価や要望等に関するアンケート調査(様式は任意)を実施すること。なお、アンケートの調査項目は、提案内容をベースに発注者と協議の上で決定する。

5 企画提案の際の留意点

本要領4(1)の研修会開催業務の研修会は、対面での参加を基本とするが、参加希望者が業務等の理由により、会場に来訪できない場合を想定して、オンライン参加の併用も可能とする。一方、4(2)交流会は、フィールドワーク形式で実施するため、対面のみでの参加とする。

6 履行期間 契約締結の日から令和6年2月29日まで

7 事業費(委託上限額)

1,526,000 円(うち消費税及び地方消費税 138,727 円)

※ただし、上限額での契約を保証するものではない。

8 応募資格

(1) 企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ロ 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。

ニ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。

ホ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。

ヘ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しないこと。

ト 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に

該当しないこと。

チ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

リ 宮城県内に本店、支店又は営業所があり、本業務を的確に遂行できる能力を有していること。

ヌ 官民を問わず本業務と類似した業務実績を複数有すること。

(2) 企画提案は、複数業者による共同提案も可能とするが、次に掲げる要件を全て満たすこと。

イ 共同提案者の全事業者が上記 8（1）を満たすこと。

ロ 発注者は、共同提案者のうち代表者とのみ契約を行うので、代表者はその他の共同提案者と委託契約により業務を行うこと。

ハ 本業務の進行管理及びとりまとめ等は、代表者の責任において行うこと。

9 スケジュール（調整中）

内容	期日
企画提案募集開始	令和 5 年 6 月 26 日（月）
質問受付締切り	令和 5 年 7 月 3 日（月）
企画提案参加申込み期限	令和 5 年 7 月 14 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 5 年 7 月 25 日（火）
予備審査（書類審査、応募多数の場合）	令和 5 年 7 月下旬
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 5 年 7 月下旬
選定結果の通知	令和 5 年 8 月上旬
契約締結・事業着手	令和 5 年 8 月中旬

10 質問の受付

企画提案を求める内容等に関して、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 受付期間 募集開始から令和 5 年 7 月 3 日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

様式第 1 号により、本要領 15 の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。

なお、電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、次の宮城県農政部農山漁村なりわい課の企画提案募集ウェブページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/r5koryu4.html>

11 企画提案への参加申込み

(1) 提出書類（各 1 部）

- イ 企画提案参加申込書（様式第 2 号）
- ロ 宣誓書（様式第 3 号）
- ハ 会社概要（既存資料で可）
- ニ 登記事項全部証明書
- ホ 直近の決算報告書
- へ 県税に係る納税証明書（写し可）（全ての県税に未納が無いことの証明、募集日以降の日付のもの）

※宮城県外に本社があり宮城県内に支店等を有する場合は、本社所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）と、宮城県の納税証明書（写し可）を提出すること。

(2) 提出期限 令和 5 年 7 月 14 日（金）正午まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送で本要領 1 5 の問い合わせ先へ提出すること

1 2 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類 企画提案書 8 部（任意様式、A4 片面印刷でページ番号を付す）

(2) 企画提案書に記載する事項

企画提案書には、次表の記載事項について、右欄の記載内容を参考に企画提案内容やその有効性などを具体的に記載すること。記載順は問わないが、不足の無いように注意すること。

No.	記載事項	記載内容
1	企画提案概要	企画提案内容をまとめ、概要版として 1 ページで示すこと。
2	農泊地域のニーズに合わせたテーマ別研修会の開催	テーマ別に行う研修会の構成、講師、プログラム等を具体的に示すこと。 研修会の開催方法、会場、運営体制について具体的に示すこと。
3	農泊地域間の連携促進による新たななりわい創出に向けた交流会の開催	フィールドワーク形式で行う交流会の開催地域、開催時期、活動内容を具体的に示すこと。 交流会で行う活動の成果として期待される効果を具体的に示すこと。
4	アンケートの実施	アンケートの様式及び項目を具体的に示すこと。
5	独自提案	予算の範囲内で事業効果を高める独自提案を示すこと
6	スケジュール	想定される業務全体のスケジュールを示すこと。
7	組織体制	提案者及び連携する業者等、業務遂行のための組織体制とその役割を示すこと。

8	類似業務実績	官民間問わず、過去 3 年間に実施した、本業務と類似した実績を複数示すこと。
9	見積額	本業務の見積額及びその明細を示すこと。

- (3) 提出期限 令和 5 年 7 月 25 日 (火) 正午まで (必着)
- (4) 提出方法 持参又は郵送で本要領 1 5 の問い合わせ先へ提出すること
- (5) 留意事項
- イ 応募は 1 者 1 企画提案書とする。
 - ロ 提出書類は返却しない。また、提出書類は本業務の事業者選定のみを使用し、他の目的には使用しない。
 - ハ 表紙には、企画提案を行う業務名と提案事業者名を記入すること。
 - ニ 提出後の書類の差し替えは認めない (県が補正等を求める場合を除く)。
 - ホ 企画提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ヘ 提出された企画提案書は、行政文書扱いのため、情報公開条例 (平成 11 年宮城県条例第 10 号) による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。
- (6) 業務の再委託について
- 本業務における代表者を除く共同提案者の業務内容は、企画提案書等の提出時に共同提案者毎に再委託事業計画 (様式第 4 号) を提出すること。

1.3 企画提案の審査

- (1) 選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。ただし、提案者が多数の場合は、予め企画提案書による予備審査 (書類審査) を行う場合がある。
- (2) 選定委員会は次のとおり開催を予定しており、決定し次第改めて連絡する。
- イ 実施日 令和 5 年 7 月下旬
 - ロ 実施会場 宮城県行政庁舎内又は周辺会議室
 - ハ 出席者 3 人以内
 - ニ 持ち時間 説明 10 分、質疑応答 10 分
(参加者数に応じて変更する場合がある)
 - ホ 審査順 事務局で企画提案書の受付順に決定
 - ヘ 説明方法 企画提案書に基づき事業内容を説明すること。ただし、プロジェクタ等は使用しない。

なお、対面でのプレゼンテーションを予定しているが、Web 会議又は書面での審査とする場合がある。

- (3) 審査の結果、総合得点が満点の 6 割以上で、最も優れた企画提案のあった事業者を委託候補者とする。

なお、評価の結果、同点の者が複数ある場合は、審査員の協議により、委託候補者を決定する。

(4) 審査項目及び配点（満点：100点）は以下のとおり。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	農泊地域のニーズに合わせたテーマ別研修会の開催	・構成、講師、研修内容などは、農泊地域のニーズに沿った効果的なものとなっているか	35
2	農泊地域間の連携促進による新たななりわい創出に向けた交流会の開催	・開催地域、活動内容は、参加者の連携促進に向けて効果的なものとなっているか	35
3	アンケートの実施	・アンケートの様式及び項目が、参加者の意見を的確に捉えることができる内容となっているか	10
4	独自提案	・事業効果を高める提案内容となっているか	10
5	スケジュール・実施体制・実績	・スケジュールに無理がないか ・事業遂行に適切な実施体制か ・業務を履行するに十分な実績があるか	10

(5) 次の事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- イ 本要領8の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- ロ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
- ハ 提出書類に不備があったとき（軽微な不備を除く）。
- ニ 見積額が、本要領7の事業費（委託上限額）を上回っているとき。
- ホ 提出書類の内容に、虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- ヘ 事業者が選定委員会に出席しないとき。
- ト 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- チ その他不正な行為があったとき。

(6) 提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託候補者として選定する。

(7) 提案者がいない場合又は総合得点を満点の6割以上獲得した者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(8) 審査結果は、全提案者に通知する。また、本業務の見積決定後に県政情報公開センターにて、委託候補者、企画提案者名（五十音順）、総合点（点数順）及び選定委員名を公開する。（企画提案者が2者の場合を除き、委託候補者以外の企画提案者の総合点を知ることはできない。）

(9) 審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

1.4 契約手続について

- (1) 審査会で選定された企画提案者を委託候補者とする。
- (2) 委託候補者と県は、企画提案内容をもとに、契約内容、仕様、事業の運営及び、実施体制等について詳細を協議する。
- (3) 契約にあたっては、県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。
- (4) 随意契約の手続により見積書を提出する際には、県が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (5) 委託料の支払方法は、原則として精算払いとする。
- (6) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、県財務規則第114条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 委託候補者として選定された提案者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた提案者と契約の交渉を行う場合がある。

1.5 問い合わせ先

宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 担当：佐伯
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1（県庁舎10階南側）
TEL：022-211-2866
電子メール：nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp